

# 高知赤十字病院 院内保育所運営業務委託仕様書

## 1. 施設概要

(1) 所在地：高知県高知市秦南町一丁目 4 番 63-11 号

(2) 規 模：保育室 (96.19 m<sup>2</sup>)

その他事務室・配膳室・隔離室・トイレ等

「院内保育所平面図」参照

## 2. 基本事項

(1) 保育所運営にかかる関係法令・通知などを遵守すること

(2) 児童福祉法に基づく「認可外保育施設指導監督基準」を遵守し運営管理を実施すること

(3) 業務履行にあたっては、再委託は行わないこと

(4) 乳幼児の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育に伴う責任を負うとともに保育施設賠償責任保険に加入すること

(5) 乳幼児の発達段階を考慮した保育を提供すること

(6) 保育所に従事する職員は、保育計画に基づき、すべての乳幼児が保育所内において安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行うことに努めるとともに、病院に対し定期的かつ詳細な報告を行うこと

(7) 個人情報保護、守秘義務を徹底し、契約終了後も同様とする

## 3. 運営内容

(1) 定 員 35 名（一時保育は定員の数に含めない）

(2) 保育対象

高知赤十字病院の職員の子で 0 歳児から 5 歳児（未就学児）まで

（災害時は事前登録している小学 2 年生まで対象とする）

(3) 保育時間等

①保育時間

・基本保育：7 時 30 分から 18 時 30 分

・延長保育：18 時 30 分から 21 時 00 分

・夜間保育：18 時 30 分から 7 時 30 分（預かりがある場合は週 2 回）

②開 所 日：月～土曜日（祝日含む）

③休 所 日：日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）

なお、日曜日に開催される災害訓練や研修等に参加が必要な職員がいる場合には、その都度双方で協議のうえ開所するものとする

(4) 保育料、給食、おやつ代の徴収：当院が徴収

(5) 給食等

病院からの提供とする。ただし、栄養課から保育所への運搬及び下膳、保育所内での配膳は受託者が行う

# 高知赤十字病院 院内保育所運営業務委託仕様書

---

## ①給食回数

- ア) 基本保育：昼食 1 回、おやつ 2 回
- イ) 夜間保育：夕食 1 回

## 4. 帳簿の整理

受託者は、業務に必要な帳簿を備え、管理すること

- (1) 保育台帳
- (2) 保育日誌
- (3) 入所乳幼児の身体記録簿及び出欠記録簿
- (4) その他、「認可外保育施設指導監督基準」に基づき必要とされる書類

## 5. 病院と受託者の費用負担

運営業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする

- (1) 病院にて負担する費用
  - ①備品及び消耗品
  - ②保育運営上必要な光熱水費
  - ③施設、備品の修善等の維持管理費
- (2) 受託者が負担する費用等
  - ①職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
  - ②保育所運営上必要な通信費（電話、インターネット料金）
  - ③損害保険料（対人・対物）
- (3) 受託者の職員による物品及び備品の破損等  
修理・修善の内容や費用を双方で確認の上、費用負担は協議する

## 6. 委託料の算出

- (1) 乳幼児の保育所利用予定表に基づき、夜間保育を除き 18 時 30 分以降の預かりに関しては 1 時間当たりで計算し、別途請求とする
- (2) 委託料算出の際、円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てし、消費税等に円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする

## 7. 緊急時及び災害対応

- (1) 本件業務の履行に関連して事故や緊急事態が発生した場合には、受託者は必要な措置を講じるとともに速やかに病院に報告するものとする。なお、緊急時に対応するため連絡網を作成し、双方が保管し毎年見直しを行う
- (2) 病院が実施する災害訓練及び防火訓練へ参加すること
- (3) 災害時には病院職員と連携をとり、計画に基づきながら対応すること

# 高知赤十字病院 院内保育所運営業務委託仕様書

---

## 8. その他

本仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意を持って協議して定めるものとする